

#### 第4回 事故救済制度に関する専門部会議事要旨

日時：平成30年8月29日（金）10:00～12:00

場所：市役所1号館14階大会議室

##### 議題（1）審議事項

- ①事故救済制度素案に基づく意見交換
- ②事故救済制度の運用（給付金支給の判定等）について
- ③認知症の人にやさしいまちづくり条例改正案

##### （2）報告事項

- ①今後のスケジュール

（○委員発言 ●事務局発言）

##### （1）審議事項

- ①事故救済制度素案に基づく意見交換
- （資料5, 6説明）

##### 【ア】給付金額は妥当か

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

- 他の制度との兼ね合い、賠償責任の相場観を含め方向性のとおり（給付金は素案のとおり。賠償責任保険の限度額は2億円）で良いのではないか。
- ある程度議論をした上での方向性。この内容でよいのではないか。2億円で大方カバーされると思う。

##### 【イ】被害者・加害者とも市民以外で、親族・監督義務者が神戸市民の場合の給付金の支給をどうするか。

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

- これまでの議論のとおり、給付金の支給対象外で良いのではないか。

##### 【ウ】鉄道遅延と類焼被害の給付金の支給をどうするか。

（鉄道遅延について）

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

- 線路への迷い込みで電車がストップしてしまった場合はどうなるのか。救済対象か。
- 素案及び方向性では、給付金の対象とはならない。
- 賠償責任保険では、迷い込みは対象外。ケースの頻度も低く、被害額もほとんど出ないと想定している。
- 鉄道会社での対応としては、その種の事故について保険に入ることによってほとんど解決されると考えられる。個人が被害者になった場合は、個人が認知症の人の起こした事故のた

めの保険に入ることはインセンティブもなく可能性も低い。鉄道会社は統計的にも同じような事故が想定されるので、保険による対応が可能。

- 結論はこれでよいのではないかと考えている。
- 「認知症の人と電車が接触した場合は賠償責任保険の対象となる」ではなく、接触が無くても、「認知症の人に責任が認められれば賠償責任保険の対象となる」が正しい表現ではないか。
- 認知症の人が被害者になってしまった場合は賠償責任保険の対象となるか。JR 東海事故の場合がそうだが。ほとんど物損が無くても賠償責任保険は出るのか。
- 事故の場合、過失割合にもよるが、認知症の人が加害者であり被害者でもあることがある。加害者の割合があれば賠償責任保険は適用される。
- 認知症の人に責任能力があり、賠償責任もある場合は賠償責任保険の対象となる余地がある。一方、責任能力なしの場合は賠償責任保険の対象とならない。この記載はミスリーディングになる可能性がある。
- 認知症の人が線路に立ち入り電車と接触していないが鉄道が遅れた場合は、民法 709 条の責任にはなるだろうが賠償責任保険の対象となるか。
- 素案で提案している賠償責任保険では、純粋経済損失は対象外。事故の形態ではなく、事故によって認知症の人が賠償責任を負う場合に保険金を支払うというスキーム。電車に接触し、賠償責任を負うということになれば保険の対象となる。
- 鉄道会社のほうに物損がない場合はどうなるのか。純粋経済損失を除外するというのをどのように規定に書くかによって決まると思うが、純粋経済損失があったかどうかは被害者の側に経済的損失以外のものがあるかどうか。加害者にケガがあるかどうかは純粋経済損失の有無とは関係ない。
- 賠償責任保険は、純粋経済損失というものは対象としない前提で議論した方がよいだろう。最終的な賠償責任保険の運用についてはどういう風に約款に書き込むかということと、鉄道に発生している物損をゆるやかに認定することで対応可能かと。
- 純粋経済損失が発生しているかどうかと認知症の人に被害があるかは別次元で話すべきこと。認知症の人に責任が認められ、鉄道会社に人身・物損が発生していれば賠償責任保険の対象という理解でよいか。

(類焼被害について)

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

- 基本的には賛成。一被災世帯あたり、10 万円に+30 万円という理解で良いか。大きい類焼が起こった場合は大枠で 1000 万円ということによいか。(→はい)
- 被害総額が 10 万円は超えるが 40 万円に至らない場合はどうなるか。一律か。
- 30 万円は定額の支払。
- 賃借している建物の場合は。建物所有者と居住者が別で、建物と家財の所有者が別の場

合。

●建物所有者、家財所有者別々に考える（それぞれに 30 万円支払う）。

○アパートでの類焼の場合、最大で 1000 万円はありえるだろう。

○自分で保険に入っている場合も出るか。（→はい。）

【エ】法人（例えば店舗・施設内などの事故）に対する給付金の支給をどうするか。

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

○基本的に賛成。施設側で何らかの保険に入っていることも理由に加えた方が理解しやすい。

【オ】同居親族の被害に対する給付金の支給をどうするか。

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

○この制度が救済すべき本来の場合である。

【カ】公的救済制度、加害者からの賠償との減額調整をどうするか。

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

○給付金と労災・自賠責どちらも対象となる場合も考えられる。後遺障害があった場合は、労災・自賠責の判断に時間がかかる。給付金を先に支払って、後で自賠責・労災が出た場合は、返してもらうのか。給付金の趣旨としては迅速に支払いたいが、判定委員会では、ある程度自賠責・労災の動きを見ながらの判定になるかと思う。

●自賠責・労災が出る場合は対象外という意味。

○この書き方は誤解を招く。「自賠責・労災が適用される場合は給付金制度の対象外」と書くのが正しい。判例からすると、自賠責には責任能力の規定の適用がなく、認知症の人が起こした事故も自賠責から給付される。また、労災保険は責任保険でないため、給付金・自賠責・労災どれかの適用は受けられるだろう。

○「自賠責・労災が適用される場合は給付金制度の対象外、それ以外は調整なし」という記載にすべきではないか。

【キ】賠償責任保険加入の対象者をどうするか。

（古和委員より資料 10 説明）

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

○事故が起こる前に診断を受けられる人が限られるのでは。

○しくみの周知が必要。3 年間は移行期間もある。

○3 年間の終わった後は過去の診断書では対応できず、あらためて第 2 段階で検査するということか。

○第 1 段階の医療機関の想定数は。近所の医者を含め多くを想定しているのか。

○普段から相談しているかかりつけの先生になるべく多くなってほしい。特に、認知症の疑いがあった場合は免許返納の説明をすることも考えている。

○MCI（軽度認知障害）の疑いがある場合は、検診はどのくらいの頻度で行うことになるか。

●第2段階でMCIと診断された場合は半年後の受診を勧奨（強制ではない）。そちらも一部助成する予定。第1段階についても、1年おきに受診可能。75歳以上はクーポンを郵送することを考えている。

【ク】見守り（GPS等）について事故救済制度と併せて導入するか。

※推進委員会の審議事項とする。

【ケ】コールセンターの開設時間をどうするか。

※推進委員会の審議事項とする。

②事故救済制度の運用（給付金支給の判定等）について

●（資料7、8説明）

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

○市民には、起こった事故が給付金の対象か賠償責任保険の対象かは分からない。制度周知時には、事故が起こったときの連絡先は1つ（コールセンター）として示したほうが良い。

○ワンストップで対応できるしくみが必要。ぜひお願いしたい。

③認知症の人にやさしいまちづくり条例改正案

●（資料9説明）

※方向性について全員了承。主な意見は以下のとおり。

○事故救済制度についての規定（規則、要綱等）では、純粋経済損失について書くことになると思う。書きぶりなど、きっちり対応していただきたい。

（2）報告事項

①今後のスケジュール

●（資料11説明）

○（意見なし）